

○国立大学法人熊本大学学長の任期に関する規則

(平成 18 年 3 月 16 日規則第 58 号)

改正 令和 4 年 2 月 8 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 20 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学の学長の任期に関し必要な事項を定める。

(任期)

第 2 条 学長の任期は 6 年とする。ただし、学長が欠員となった場合における後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(再任)

第 3 条 学長は、再任されることができない。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の場合における後任の学長がその任期満了後に再任されることができるかどうかについては、当該学長の選考に際して、学長選考・監察会議が決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。
- 2 この規則施行後、国立大学法人熊本大学学長選考規則(平成 18 年 3 月 16 日制定)により最初  
に選考される学長の任期は、第 2 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規則施行の際現に学長である者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、1 回に限り再任  
されることができる。
- 4 附則第 2 項の学長(この規則施行の際現に学長である者を除く。)は、第 3 条第 1 項の規定に  
にかかわらず、1 回に限り再任されることができる。

附 則(令和 4 年 2 月 8 日規則第 9 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。